

## 鳥取県内中小企業の男性育休導入に向けた個別総合支援業務に係る質問及び回答

令和7年4月30日

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

**【質問事項1】** 実施要領1（2）アのセミナーは、集合型・オンラインどちらを想定されていますか。

**【回答】** 実施要領1（2）ア（ア）～（オ）の内容を満たすものであれば、対面・オンライン形式のいずれの実施方法を提案しても構いません。また、セミナーの内容に応じて形式を変えても構いません。

**【質問事項2】** 実施要領1（2）ア（カ）における個別相談は、セミナーに参加した全ての企業を想定していますか。または、希望する企業のみでしょうか。また、「1時間」は、連続した1時間を想定していますか。

**【回答】** 希望する企業のみ個別相談対応を行うこととします。また、相談対応を効果的に行うに当たり、資料等を準備の上、後日改めて助言を行う等、必要に応じて相談時間を分割しても構いません。また、相談時間を分割する場合、それぞれ異なる事項について相談対応をしても構いません。

ただし、実施要領1（2）ア（エ）のとおり、参加企業が学んだ内容を自社に持ち帰って取り組むための「実践ワーク」を設け、実践ワークに係る個別相談も受け付けることとしていますので、参加企業が積極的に個別相談も活用しながら自主的に取り組むことができるような工夫を提案してください。

**【質問事項3】** 実施要領7（4）にある企画提案の内容を理解するために参考となる書類とは具体的にどのようなものを想定されていますか。（1）の企画提案内で説明が十分であれば、提出は不要でしょうか。

**【回答】** 企画提案書により書面審査及びプレゼンテーション審査を行いますが、審査項目以外の内容に係る提案や、審査項目に掲げる内容以外で審査委員に示したい実績、提案者の事業広報資料等を「参考となる書類」として提出していただくことを想定しています。該当する書類や提出の希望がない場合は、提出しなくても構いません。